

優待特典利用契約書(スタートアップ用v1)

株式会社スマートラウンド（以下「甲」という。）と●●●●（以下「乙」という。）は、甲の提供するsmartroundという名称のスタートアップ及び投資家向け業務効率化サービス（以下「本サービス」といい、理由の如何を問わずサービスの名称又は内容が変更された場合は、当該変更後のサービスを含む。）の利用者に付加的な利用価値を提供することを目的として、以下のとおり優待特典smartroundの利用にかかる契約（以下「本契約」という。）に合意する。

第1条

- 乙は、本契約の有効期間中、以下を行うものとする。
 - smartroundにスタートアップとして登録し、スタンダードプラン以上を申し込み利用する（パートナーとつながることで無料でスタンダードプランを利用することも可）。
 - 会社情報を入力し、これを一般公開する（入力フィールドのうち公開できない情報がある場合は甲乙でその取り扱いにつき協議する）。
 - 証券データを入力し、自らの株主に対してつながり申請を行う。
- 乙は、本契約の有効期間中、本サービスに登録している他の企業（以下「顧客企業」という。）に対して有益な商品またはサービス（以下「商品等」という。）を、原則として一般的な条件よりも優遇された条件で優待特典smartroundに掲載するものとする（以下「商品掲載」という。）。この際、最終的な商品掲載の可否は甲が判断するものとし、乙はその判断に異議を申し立てないものとする。
- 乙は、商品掲載の結果、顧客企業から商品等に関する問合せや申込み等があった場合は、遅滞なく速やかに対応するものとする。

第2条

- 甲は、自らの判断でいつでも乙に対して商品掲載の内容の変更を求めることができるものとする。この場合、乙は直ちに当該商品掲載の内容を変更または削除するものとする。
- 甲は、自らの判断でいつでも乙の商品掲載を削除することができるものとする。
- 甲は、自らの判断でいつでも商品掲載の順位を変更することができるものとする。

第3条

本契約に明示的に規定された内容を除き、乙による本サービスの利用には本サービスの利用規約が適用されるものとする。

第4条

本契約は本サービスの利用規約に基づく甲乙間の利用契約が成立した時に効力を発し、当該利用契約が終了した時、または本契約の有効期限が満了した時のいずれか早い時に効力を失う。

第5条

本契約の有効期間は、本契約の締結日から1年間とする。但し、有効期間満了1ヶ月前までに、いずれの当事者から何らの意思表示なき場合、本契約は同じ条件で1年間自動的に更新されるものとし、以後も同様とする。

第6条

- 本契約における「秘密情報」とは、甲又は乙が相手方に開示した技術上又は営業上の情報、本契約の存在及び内容その他一切の情報をいう。ただし、開示を受けた当事者が書面によってその根拠を立証できる場合に限り、以下の情報は秘密情報の対象外とするものとする。
 - 開示を受けたときに既に保有していた情報
 - 開示を受けた後、秘密保持義務を負うことなく第三者から正当に入手した情報
 - 開示を受けた後、相手方から開示を受けた情報に関係なく独自に取得し、又は創出した情報
 - 開示を受けたときに既に公知であった情報
 - 開示を受けた後、自己の責めに帰し得ない事由により公知となった情報
- 甲又は乙は、相手方から開示を受けた秘密情報及び秘密情報を含む記録媒体を本契約の目的のみに利用するとともに、相手方の書面による事前承諾なしに第三者に秘密情報を提供、開示、漏洩又は複製しないものとする。

3. 甲又は乙は、法令に基づき秘密情報等の開示が義務づけられた場合には、事前に相手方に通知し、開示につき可能な限り相手方の指示に従うものとする。

第7条

本契約に定めのない事項について又は本契約に疑義が生じた場合は、協議の上解決する。

第8条

本契約に関する紛争については東京地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とする。

本契約締結の証として、本書を電磁的に作成し、双方にて署名捺印又はこれに代わる電磁的処理を施し、双方保管するものとする。

甲： 東京都渋谷区道玄坂1-16-6
 株式会社スマートラウンド
 代表取締役社長 砂川 大

乙：